

介護老人保健施設あまこだ障害者自立支援法短期入所重要事項説明書

あなたに対する在宅サービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 介護老人保健施設あまこだ
所在地 名古屋市守山区天子田2丁目1613番地
法人種別 医療法人
代表者名 理事長 柵木 充明
施設長名 平井 雅也
電話番号 052-772-1230 052-772-1312 FAX番号 052-772-0577
名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び番号 短期入所 2317600258

2. 施設の目的と運営の方針

- (1) 短期入所は、障害者自立支援法に基づきサービス申請をしている方に対し各区の地方自治体が必要性を認め、障害者自立支援費支給決定をした方を対象として（以下「利用者」という。）障害者自立支援法の趣旨にしたがって、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者にかかる療養生活の質の向上及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (2) 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。
- (4) 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるように「愛あるケア」をモットーにサービス提供に努める。
- (5) サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

3. 施設の概要

介護施設 介護老人保健施設 敷地面積 2,820㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建 床延面積 4,345㎡
利用定員 介護保険施設サービスの定員数より利用者が申し込みをしている当該日の実入所者数を差し引いた数とする。
居室 (1人部屋20室 2人部屋2室 4人部屋19室)
設備 療養室・診察室・機能訓練室・談話室・食堂・一般浴室(ジェットバス)・特別浴室(シャワーバス・ライラック付)・レクリエーションルーム・洗面所・トイレ(ウオシュレット設備)・サービスステーション・調理室・ランドリールーム・送迎用自動車(車椅子対応)・バルコニー・電動3モーターベッド・ディールーム・カラオケシステム

4. 職員体制及び勤務体制

- ①. 管理者 1人(医師と兼務) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ②. 医師 1人(常勤1名) (常勤は管理者に同じ。)
- ③. 薬剤師 1人(非常勤) (勤務時間 10時00分から17時30分 月火木曜日出勤)
- ④. 看護職員 11人(常勤11名) (勤務時間 8時50分から17時30分 週休2日交替休み)
- ⑤. 介護職員 26人(常勤24名・非常勤2名) (勤務時間 8時50分から17時30分 週休2日交替休み)
- ⑥. 支援相談員 2人(常勤1名・非常勤1名) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ⑦. 理学療法士 1人(非常勤) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ⑧. 作業療法士 2人(常勤2名) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ⑧. 管理栄養士 1人(常勤) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ⑨. 介護支援専門員 1人(常勤) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)
- ⑩. 事務職員 2人((常勤2名) (勤務時間 8時50分から17時30分 土・日曜日休み)

* 交替制で夜勤等を行うものは看護・介護職員です。勤務時間は下記のとおりです。

早出勤務(勤務時間 7時20分から16時00分) 遅出勤務(勤務時間 10時20分から19時00分)
夜勤(勤務時間 16時30分から9時30分)

平成20年 1月 1日 現在

5. 苦情等申立窓口

- ①. 当施設窓口担当者 支援相談員 桑原 亨 電 話 052-772-1230 052-772-1312
- ②. その他自治体における相談窓口
名古屋健康福祉局障害福祉部障害施設課
ご利用時間 平日 午前9時～午後5時
電 話 052-972-2578 F A X 052-972-4140
- ③. 愛知県運営適正化委員会
ご利用時間 平日 午前9時～午後5時
電 話 052-202-0167

6. 第三者委員会の招集

- (1) 苦情処理担当者は、利用者及びその家族から苦情の申し立てがあった場合、速やかに対応し、当事業所事務長にその報告を行い、事務長は必要に応じて第三者委員会を設け問題の解決にあたるものとする。
- (2) 利用者の苦情相談解決のため、社会性、客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進することを目的とする。
- (3) 委員会構成員は、介護老人保健施設あまこだ事務長・介護老人保健施設いのこし事務長・介護老人保健施設あまこだ相談員（1名）・介護老人保健施設いのこし相談員（1名）の計4名とする。
- (4) 苦情処理担当者からの苦情内容を確認し、その解決・改善と結果について記録する。
- (5) 弊施設において、苦情の申し立てが市町村になされた場合、第三者委員会は関係市町村からの質問及び照会事項に関して、適切な回答を行い、協力すると共に指導又は助言がなされた場合には、速やかに改善を行わなければならない。

7. 協力病院及び歯科医院

病院 名 称	国家公務員共済組合連合会 東海病院	歯科 名 称	鈴木歯科医院
住 所	名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号	住 所	名古屋市守山区守山三丁目3番15

8. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を設置して非常災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者は事務長。火元責任者は1F事務長 2・3Fは看護師長・介護主任とする。
- (2) 非常災害用の設備は、契約保守業者に依頼しております。点検の際は、防火管理者が立ち会っています。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たります。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底（随時）
- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

9. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

- ①. 面会者は面会簿に記入し、時間は毎日9:00～20:00までです。
- ②. 消灯時間は21時です。
- ③. 外出・外泊はサービスステーションに届けを提出し、医師の許可を得て下さい。
- ④. 飲酒は原則として禁止とし、喫煙は定められた場所で行って下さい。
- ⑤. 施設内へのペット・火気・危険物の持ち込みは禁止します。
- ⑥. 利用者への食べ物の持ち込みは許可を必要とします。
- ⑦. 金銭・貴重品の管理は当施設では原則として行いません。
- ⑧. 外泊時等に当施設以外の医療施設を受診する場合は必ず連絡して下さい。
- ⑨. 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治行動」は全面禁止します。
- ⑩. 他利用者への迷惑行為は全面禁止する。

(乙) 当事業所は、甲1に対する在宅サービスの提供開始に当たり、甲1 甲2 対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

説明者(乙) 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目 1501 番地
名称 医療法人 博報会
介護老人保健施設あまこだ
氏名 支援相談員 桑原 亨 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。また、貴事業所が私のよりよき介護のためのサービス担当者会議等において、私の個人情報を契約の有効期間中に用いることに同意します。

利用者(甲1) 住所
氏名 印

利用者の後見人・身元引受人・家族(甲2) 住所
氏名 印